

平成19年度 保育料一覧表

()内は半額徴収

階層	定 義	保 育 料 月額 単位：円		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護世帯	0	0	0
B	市民税非課税世帯	5,400 (2,700)	4,500 (2,250)	4,500 (2,250)
C1	市民税均等割世帯	14,800 (7,400)	11,000 (5,500)	11,000 (5,500)
C2	市民税所得割世帯	16,000 (8,000)	13,000 (6,500)	13,000 (6,500)
D1	所得税課税額 34,000円未満	21,800 (10,900)	18,200 (9,100)	18,200 (9,100)
D2	所得税課税額 34,000円以上 51,000円未満	25,000 (12,500)	22,000 (11,000)	22,000 (11,000)
D3	所得税課税額 51,000円以上 72,000円未満	27,000 (13,500)	23,200 (11,600)	23,200 (11,600)
D4	所得税課税額 72,000円以上113,000円未満	33,000 (16,500)	27,800 (13,900)	26,000 (13,000)
D5	所得税課税額 113,000円以上180,000円未満	38,000 (19,000)	31,000 (15,500)	27,000 (13,500)
D6	所得税課税額 180,000円以上248,000円未満	43,500 (21,750)	33,000 (16,500)	28,000 (14,000)
D7	所得税課税額 248,000円以上459,000円未満	48,000 (24,000)	34,000 (17,000)	29,000 (14,500)
D8	所得税課税額 459,000円以上	50,000 (25,000)	35,000 (17,500)	30,000 (15,000)

※母子世帯または在宅障害児(者)のいる世帯で、B階層と認定された場合は保育料が無料となり、C階層と認定された場合は1,000円減額されます。

保育料が決定しました

平成19年度の保育料を左表のとおり決定しました。

保育料決定にあたっては、保護者負担の軽減を図るため次の措置を行い、県内の他市と比べて低額な保育料となつていきます。なお、今年度から幼稚園に入園している児童が以降の児童が保育所に入所している場合、保育料の減額制

度が適用されます。

保育料の軽減措置

○保育料の一部を市が負担
国の定める保護者徴収金の一部を市が負担(平成18年度は児童1人当たり7万3412円)としています。

○第2子半額制度

一世帯で2人の児童が保育所または幼稚園に入所・入園し、年齢の低い児童が保育所に入所している場合、年齢の低い児童の保育料を半額とし

①通院で治療を行える程度の病状である。
②集団保育等が困難である。
③勤務の都合などで、保護者が家庭で育児を行うことが困難である。

対象の児童

保育所や幼稚園などに通所または小学校第1～3学年に在学し、次の①～③すべてに該当すると認められた児童、もしくは①～③と同様の状況にあり、事業の利用が必要と認められる児童。

乳幼児健康支援サービス事業をご利用ください

乳幼児健康支援サービス事業は、保育所に通所する児童などが病気にかかり、自宅での療養が必要とされる場合、保護者に代わって児童を預かり、子育てと就労の両立を支援するものです。

問合せ

市庁舎別館女性児童福祉課 保育児童係
TEL0897-52-1337

○各総合支所市民福祉課 福祉係
TEL0897-52-1337

○村上記念病院内
カンガルーハウス
TEL0897-56-5185

○周桑病院内
ばんぼこハウス
TEL0898-76-1330

利用方法

登録用紙を市役所担当課または実施施設に提出し、事前登録をしておきます。利用の際は、医師から利用連絡書の交付を受け、申請書と一緒に実施施設へ提出します。

利用時間

○月～金曜日 8時～18時
○土曜日 8時～12時30分
※日曜日・祝日・年末年始は利用できません。

定員

1日4人

利用料

1日2000円
※食費代などで別途400円程度が必要です。

提出先

○市庁舎別館女性児童福祉課 子育て支援係
TEL0897-52-1337

○各総合支所市民福祉課 福祉係

○丹原総合支所(土・日曜日 休み)

■問合せ 市庁舎別館学校教
育課 学務係
TEL0897-52-1252

教科書を展示します

市内の小・中学校で使用している教科書を展示します。展示会場にはアンケート用紙がありますので、皆さんのご意見をお聞かせください。

■展示期間・会場
6月15日(金)～7月4日(水)
○こどもの国(月曜日休館)

児童手当の現況届を提出してください

児童手当を受けている方は6月29日(金)までに「現況届」を提出してください。提出がないと、6月分以降の児童手当が受けられなくなります。6月初旬に該当者へ現況届を送付します。届かなかつた場合は、ご連絡ください。

提出先

○市庁舎別館女性児童福祉課 子育て支援係
TEL0897-52-1337

○各総合支所市民福祉課 福祉係